

セーフティネット保証2号の概要

1. 制度概要

○事業所の事業活動の制限(生産・販売数量の縮小)等によって経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で100%保証を行う制度。

2. 対象中小企業者

- (1) 当該事業者と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ、当該事業者の事業活動に20%以上依存している中小企業者 かつ、
- (2) 当該事業活動の制限が開始された日以降のいずれか1か月間の売上高、販売数量等(以下、「売上高等」)の減少率の実績が前年同月比10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等の減少率の実績又は見込みが前年同期比10%以上であること
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

※当初1か月間の売上高等の把握については、中小企業者等の状況に応じて柔軟に対応。

※制限を受けた後2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能。

※認定申請書には、売上高等の減少が当該事業者等の事業活動の制限によるものであることを明記することが必要。

3. 内容(保証条件)

- ①対象資金: 経営安定資金
- ②保証割合: 100%保証
- ③保証限度額: 無担保8千万円、普通2億円(別枠)
- ④保証人: 原則第3者保証人は不要



【一般保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内

+

【別枠保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内